

# 千葉県立中学校・高等学校における医療的ケアガイドライン

改定 令和3年7月1日 教職第335号

## 1 趣旨

このガイドラインは、県立中学校及び高等学校が、在籍する生徒を対象として行う医療的ケアについて、その実施に関する総合的な基準を示すとともに、実施上の配慮事項、適切な校内実施体制等について定めたものである。

各学校においては、このガイドラインを踏まえ、医師の指導のもと、「県立学校会計年度任用職員取扱要綱」に規定される特別業務職員（以下、「看護師」という。）と教員等の相互連携により、千葉県立中学校・高等学校における自立促進と健康で安定した学校生活を送ることができるよう校内実施体制の整備を図るものとする。

このガイドラインにおいて、別記1～別記4の表記は、別添写し「千葉県立特別支援学校における医療的ケアガイドライン」の別記1～別記4を指し、様式等は県立中学校・高等学校の実態に合わせて適切に準用すること。

なお、医療的ケアとは、別記1「医療的ケアの内容及び医療的ケア実施基準」に示されたものをいう。

## 2 対応の原則

対応の原則として、次のことを定める。

- (1) 疾患が相対的に安定した後の状態に対応して行われるものであり、日常生活においてその行為の必要性については、主治医及び医療的ケア指導医※<sup>1)</sup>や学校配置の看護師等を含む学校関係者において慎重に判断する。
- (2) 対応に当たっては、保護者からの依頼に基づき、主治医の具体的な指示と許可を得た後、必要な手続きを経て行う。
- (3) 医療的ケア指導医からの指導により、看護師が対応する。
- (4) 医師等の指導・助言及び援助が随時受けられる体制を整備する。
- (5) 看護師が個別のマニュアルを作成し※<sup>2)</sup>、そのマニュアルにより行う。
- (6) 看護師が当該医療的ケアの実施記録を作成する。

※<sup>1)</sup>「医療的ケア指導医」とは、『県立中学校及び高等学校において、医療的ケアを実施する際、看護師等に対して、医療的ケアの実施に必要となる研修（理論、実技）を実施するとともに、対象生徒の医療的ケアに関する指導・助言を行う』医師をいう。学校医を充てることも可とする。

※<sup>2)</sup>別記2「医療的ケア実施マニュアル」を参考にして作成すること。

## 3 医療的ケアの実施者

県立中学校・高等学校において実施される医療的ケアは、看護師が行うものとする。

## 4 実施の決定と説明責任

- (1) 医療的ケアの実施決定は、保護者の依頼に基づき、主治医の指示書等（別記3※<sup>3)</sup>）に従って手続きを行い、最終決定は校長が行う。
- (2) 医療的ケア実施の可否を判断する場合、校長は主治医及び医療的ケア指導医の意見を参考にし、校内検討委員会の審議を受け、決定する。
- (3) 医療的ケアの実施が決定された場合、校長は速やかに保護者にその旨を伝える。

※<sup>3)</sup>当該医療的ケアに関する必要な手続きと書式等については「別記3 医療的ケア実施上の手続き」に沿って行うこと。

## 5 県教育委員会の役割

- (1) 医療的ケアを実施する各校の実施状況を把握し、安全で確実な医療的ケアが実施されるよう適切に指導する。また各校における医療的ケア全般に関する責任を負う。
- (2) 県教育委員会として、必要に応じて研修を実施する。
- (3) 安全で確実な医療的ケアが実施されるよう、必要な会議や協議会を開催する。
- (4) 制度に基づいた医療的ケアに関する手続きについて、各校と連携し円滑に遂行する。

## 6 管理職の役割

- (1) 校内における医療的ケアの実施に関する全般について把握し、安全で確実な医療的ケアが実施されるよう管理、運営する。
- (2) 本ガイドラインに則った上で、保護者の意見、主治医の指示書、医療的ケア指導医、学校医の意見、校内委員会の判断をもとに、医療的ケア実施の判断を行う。
- (3) 対象生徒に対しての医療的ケアを円滑に実施するために、校内の実施体制の連絡・調整役として、校内の教員の中から医療的ケアコーディネーターを指名する。
- (4) 校内の医療的ケア実施に必要な看護師の募集や採用、サービスに関する管理を行う。
- (5) 主治医による緊急の対応を取り得ない状況に備えて、主治医の了解のもと、近隣の医療機関との間で緊急時の対応について、体制を整える。
- (6) その他医療的ケアに関する必要事項等について、関係機関と協議する。

## 7 主治医の役割

校内で医療的ケアを実施するに際しては、校長から依頼されたことについて意見並びに実施上の指示・助言をする。

## 8 学校医の役割

- (1) 医療的ケアを必要とする生徒の健康の保持・増進について、主治医及び医療的ケア指導医と連携し、指示書と現状を考慮して、必要に応じて指導を行う。
- (2) 医療的ケアの進捗について校長から適宜報告を受け、指導・助言する。

## 9 医療的ケア指導医の依頼と役割

- (1) 県立中学校及び高等学校において医療的ケアを実施する場合、県教育委員会が医療的ケア指導医を依頼する※<sup>4)</sup>。

※<sup>4)</sup> 医療的ケア指導医の依頼までの手続きと書式等については「別記4 医療的ケア指導医の依頼までの手続き」に沿って行うこと。

- (2) 医療的ケア指導医は次の業務を行う。
  - ① 医療的ケアを必要とする生徒についての相談、指導、手技の確認をする。
  - ② 生徒の医療的な配慮全般について、看護師等に対し指導・助言する。
  - ③ 医療的ケアを必要とする生徒の健康の保持・増進に、主治医、学校医と連携し、必要に応じて調整を行う。
  - ④ 看護師に対して病理や基礎疾患等に関する研修や当該生徒に対する個別の手技に関する実地研修等を実施する。

## 10 看護師の役割

- (1) 対象生徒の健康状態に関して、教員に情報提供を行う。
- (2) 医療的ケアの実施に際し、次の事項を行う。

- ① 対象生徒の健康状態について十分把握できるよう、事前に保護者及び実情に応じて主治医から、対象生徒の健康状態及び医療的ケア等について説明を受ける。
- ② 看護師による対応に当たっては、定期的及び必要時に医療的ケア指導医及び主治医から、対象生徒に関する必要な指示を受ける。
- ③ 医療的ケア実施の際、担当職員※<sup>5)</sup>と協力して実施記録簿※<sup>6)</sup>に記入し、必要に応じて、保護者に当日の体調等を実施記録簿をもとに連絡する。
- ④ 医療的ケアコーディネーターや担当職員と協力して、主治医等に対して実施記録に基づいて定期的な報告を行う。なお、報告に当たっては事前に校長決裁を得る。
- ⑤ 医療的ケア実施の途中、万一異常があれば、養護教諭と協力して、必要な応急的措置をとる。

※<sup>5)</sup> 担当職員とは、ホームルーム（学級）担任や教科担当、支援員等を指す。

※<sup>6)</sup> 実施記録簿は、学校ごとに様式を定めて作成すること。

### 1 1 医療的ケアコーディネーターの役割

- (1) 校内の実施体制の連絡・調整役を担う。
- (2) 主治医、医療的ケア指導医、看護師や関係機関等との連絡・調整役を担う。
- (3) 保護者との連絡・調整役を担う。
- (4) 医療的ケアを必要とする生徒の実施状況全般について把握する。
- (5) 医療的ケアに関する書類全般についての管理・保管を行う。

### 1 2 養護教諭の役割

- (1) 医療的ケアを必要とする生徒の日々の健康状態について把握する。
- (2) 看護師や担当職員等と協力して校内の実施体制が円滑に行えるよう、次の事項を行う。
  - ① 対象生徒の健康状態について十分把握できるよう、看護師や担当職員等と協力して、事前に主治医及び保護者から、対象生徒の健康状態及び医療的ケア等について説明を受ける。
  - ② 医療的ケア実施の途中、万一異常があれば、管理職に報告し、看護師と協力して必要な応急的措置をとる。

### 1 3 担当職員（学級担任等）の役割

- (1) 医療的ケアを必要とする生徒の健康状態について十分把握できるよう、事前に保護者及び実情に応じて主治医から説明を受ける。
- (2) 対象生徒の日々の健康状態について、保護者から必要な情報収集を行う。
- (3) 万一異常が認められた場合、保護者に速やかに連絡をとり、状態を報告した上で対応を医療的ケアコーディネーターと協議し、校長に報告する。
- (4) 看護師や養護教諭と協力して校内の実施体制を確保できるよう、次の事項を行う。
  - ① 担当職員による対応に当たっては、定期的及び必要時に医療的ケア指導医及び主治医から、対象生徒に関する必要な指示を受ける。
  - ② 医療的ケア実施の際、看護師と協力して実施記録簿に記入し、必要に応じて、保護者に当日の体調等を実施記録簿をもとに連絡する。
- (5) 対象生徒の担当職員は「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」に医療的ケアに関する必要事項を記入し、関係する教員や看護師と情報を共有する。

#### 1.4 保護者の役割

- (1) 学校と密接に連携・協力する。
- (2) 緊急時の連絡手段を確保する。
- (3) 定期的に医療機関を受診し、主治医から適切な指示を仰ぐ。
- (4) 対象生徒の健康状態の報告をする。
- (5) 医療的ケアに必要な医療器具等を準備する。
- (6) 緊急時の対応をする。
- (7) 学校と主治医との連携体制の構築に協力する。

#### 1.5 校内検討委員会（安全委員会）の設置

医療的ケアを実施する県立中学校及び高等学校においては、医療的ケアを安全に進め、かつ実施上生じた問題に対応するため、学校関係者、主治医、医療的ケア指導医、学校医、看護師等からなる校内検討委員会（安全委員会）を設置し、校内における医療的ケアの実施体制の整備に努めることとする。その際、個別のケース検討も行い、医療的ケア指導医から指導・助言を得る。

#### 1.6 研修

- (1) 県教育委員会が実施する研修
  - ・看護師に対する研修を適宜実施する。
- (2) 校内における研修
  - ・対象生徒の疾患及び医療的ケアについて理解することを目的とする研修を実施する。

#### 1.7 校外における医療的ケア

校外学習における医療的ケアの実施については、対象生徒の状態及び校内体制に応じ、看護師が、安全に実施できるように、体制を構築すること。

#### 1.8 ヒヤリ・ハット等の事例の共有及び活用

より安全で確実な医療的ケアを実施するため、県教育委員会は県立特別支援学校での事例から得られた知見等の情報を、医療的ケア指導医等の助言を含めて各校に提供する。各校は提供された情報を校内の関係職員と共有し、活用する。

#### 1.9 緊急時の対応と情報の共有

- (1) 医療的ケアに関して事故が発生した場合、速やかに適切な対応ができるように、医療的ケアに係る緊急時対応マニュアルを作成し、体制を整備する。なお、主治医による緊急の対応を取り得ない状況に備えて、各学校は予め主治医や医療的ケア指導医と協議の上、近隣の医療機関から協力機関を定める等、連携・協力体制を整える。
- (2) 医療的ケアに関して対象生徒に事故が発生した場合は、各学校の緊急時対応マニュアルに沿って速やかに事態の改善に努めるとともに、県教育委員会へ報告する。
- (3) 経過記録の記述と確認  
経過記録は、事実を経時的に記述するとともに、緊急事態が発生した際には、速やかに対象生徒に実施された医療的ケア及び本人の反応等を記述する。
- (4) 事故報告書の作成・報告  
事故発生後、当該校の校長は、事故報告書を作成し速やかに県教育委員会に提出する。報告書は「県立高等学校管理規則の運用について」別記第10号様式によるもの

とする。

(5) 経過記録は学校において対象生徒の医療的ケア終了後5年間保管するものとする。

## 20 その他

このガイドラインに定める看護師の配置については別途定める。

附 則

このガイドラインは、令和3年1月1日から適用する。

附 則

このガイドラインは、令和3年7月1日から適用する。